

小口貨物運送保険申込みのご案内

下記の保険約款および加入料をご了承のうえ、お申込みになる運送保険は、楽天損害保険株式会社を幹事保険会社としてお引き受けいたします。

小口貨物運送保険申込みにあたってのご注意

1. 小口貨物運送保険加入の申込み手続き

小口貨物運送保険のお申込みをされる場合は、ヤマト運輸の送り状の所定欄に必要事項を記入し、運送保険「要・不要」欄の「要」の文字を○で囲んでください。

なお、運送保険が不要の場合も必ず「不要」の文字を○で囲んでください。

2. 保険約款

保険責任の始期および終期、保険金を支払う損害の範囲、事故発生の通知、保険金請求等に関しては、小口貨物運送保険普通保険約款の定めるところによります。

3. 加入料

下記に掲示した小口貨物運送保険加入料表に基づいて計算した額とします。

4. 加入料の支払い

加入料は、原則、保険のご加入と同時に支払いいただきます。

5. 補償金額

保険事故で保険会社がお支払いする最高限度額です。
※ 1 送り状あたり30万円以下の荷物に限りお引き受けします。

6. お支払いする保険金

補償金額を最高限度額とし、荷物が被った実際の損害額をお支

払いますが、損害額の算出方法は荷物の時価額(注)が基準となります。荷物の時価額(注)を超える補償金額でご加入いただいても、超過部分の保険金は支払われません。

(注) 荷物の価値を金銭的に評価した価格です。荷物の時価額を確認する資料として納品書等がありますが、それがない場合は発送地の市価(時価)となります。

7. 事故の通知

万一事故が起きたときは、まず最寄のヤマト運輸へすみやかにご連絡ください。

8. 保険引受証

送り状をもって保険加入書および保険引受証といたします。(加入成立時にお渡しする送り状は、保険法第6条に定める契約締結時の書面に該当しません。)

9. その他

(1) 保険約款および加入料等について、ご不明な点は、ヤマト運輸または楽天損害保険までお問い合わせください。

(2) お申込みをされる場合は、店頭に備付けの「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」の内容と、ご要望に沿った加入内容であることをご確認いただき、「個人情報の取扱い」に同意のうえ、お申込みください。

小口貨物運送保険加入料表

(1 送り状あたり30万円以下の積合せ貨物に適用)

- 特別積合せ貨物扱(混載便)
- 鉄道混載荷物扱
- 鉄道手荷物扱
- 鉄道小荷物扱
- 国内航空混載貨物扱
- 国内航空小口扱

で輸送される貨物の保険

(輸送区間) 日本国内各地相互間

保険の対象(対象貨物)	加入料 補償金額1万円につき	補償の内容
すべての貨物	10円(※)	● オール・リスク担保(実損てん補) ● 小口貨物運送保険普通保険約款付
ただし、欄外の「(注) 除外貨物」を除き引き受けます。		

(注) 除外貨物(次の①~⑥の荷物は小口貨物運送保険ではお引き受けできません。)

- ① 1 送り状(発送原票)の価額が30万円を超える荷物
- ② 引越荷物
(運送保険加入料表の条件・加入料でお引き受けします。)
- ③ 貨紙幣類・小切手・有価証券その他これらに準ずるもの
- ④ 金・銀・白金の地金
- ⑤ 美術品、骨とう品、宝石類
- ⑥ 家畜および生動物

(※) ただし、最低加入料は1 送り状(発送原票)につき50円です。

小口貨物運送保険普通保険約款

第1条(保険金を支払う損害—貨物に生じた損害)

当会社は、保険の対象である貨物(以下「貨物」といいます。)について陸上危険(陸上輸送に連帯する海上輸送がある場合には海上危険を含みます。) または航空危険によって生じたすべての損害について保険金を支払います。ただし、第2条(保険金を支払わない損害)に掲げる損害を除きます。

第2条(保険金を支払わない損害)

- (1) 当会社は、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人(これらの者が法人である場合は、その法人の理事、取締役その他の業務執行機関を構成する個人を含みます。以下同様とします。)もしくは使用人の故意または重大な過失。ただし、上記の代理人および使用人については②に掲げる者を除きます。
 - ② 運送に従事する者が、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の代理人または使用人であるときは、これらの者の故意
 - ③ 貨物の自然の消耗、またはその固有の欠陥もしくは性質に因る発火・爆発・むれ・かび・腐敗・変質・変色・さびその他の事由
 - ④ 荷造りの不完全
 - ⑤ 運送の遅延
 - ⑥ 戦争、内乱その他の変乱
 - ⑦ 水上もしくは水中に停止もしくは移動中の水雷その他の爆発物との接触またはこれらの爆発
 - ⑧ 公権力によると否とを問わず、捕獲、逮捕、抑留または押収
 - ⑨ ストライキ、ロックアウトその他の労働争議行為または労働争議参加者の行為
 - ⑩ 10人以上の群衆・集団の全部または一部によりなされた暴力的、かつ、騒動的な行動およびこの行動に際して当該群衆・集団の一部によりなされた暴行(放火および盗取を含みます。)ならびにこれらに関連して生じた事件
 - ⑪ 原子核反応または原子核の崩壊。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ(ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。)の原子核反応または原子核の崩壊を除きます。
 - ⑫ 検査または官の処分
- (2) 当会社は、陸上(湖川を含みます。)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害は、本項に定める事故によって生じたものと推定します。

第3条(保険の対象から除外される貨物)

- (1) 次に掲げる貨物は、この保険の対象に含まれません。
- ① 第4条に定める1 送り状(原票)ごとの保険価額が30万円を超える貨物
 - ② 貨紙幣、小切手、その他これに準ずるもの
 - ③ 金・銀・白金の地金
 - ④ 有価証券
 - ⑤ 美術品、骨董品、宝石類
 - ⑥ 家畜および生動物
 - ⑦ 引越荷物

第4条(保険価額)

- (1) 1 送り状(原票)ごとの保険価額は、その送り状(原票)に記載の貨物の仕切状面価額(運賃および諸掛りを含んでいないときは、これを加算した額)(注)とします。
- (2) 仕切状がない場合は、この保険契約を締結する時の発送地の市価に運賃および諸掛りを加算した額を(1)にいう仕切状面価額(注)とみなします。
- (注) 仕切状面価額とは、仕切状や納品書に記載された価額のことをいいます。

第5条(保険価額と保険金額)

- (1) 保険契約締結の後、保険金額が貨物の価額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。
- (2) 保険契約締結の後、貨物の価額が著しく下落した場合であっても、保険契約者は、保険金額の減額を請求することはできません。

第6条(保険契約の無効)

保険契約締結の当時、保険事故が既に生じていることを保険契約者または被保険者が知っていた場合または、保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第7条(保険責任の始期および終期)

当会社の保険責任は、貨物が荷送人から運送業者に引き渡された時に始まり、通常の運送過程を経て荷受人に引き渡された時に終わります。

第8条(危険の変動による通知義務)

(1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人が保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合や切迫した危険を避けるため、または人命救助もしくは輸送用具上にある者の緊急の医療のために必要となった場合を除きます。

- ① 輸送用具が発車(中間地からの発車を含みます。)または発航(寄航地からの発航を含みます。)の当時貨物を安全に輸送するのに適さない状態にあった場合。
 - ② 輸送用具を密輸出入その他日本国もしくは外国の法令または条約違反の目的のために使用または使用しようとしてその実行に着手した場合。
 - ③ 上記①から②までの事実のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において本条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。)が発生する場合、または危険の著しい変更または増加があった場合。
- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人が、故意または重大な過失によってあらかじめ、もしくは遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が第1条(保険金を支払う損害—貨物に生じた損害)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までには発生した第1条(保険金を支払う損害—貨物に生じた損害)の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(1)の事実に基づかず発生した第1条(保険金を支払う損害—貨物に生じた損害)の事故において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (6) (1)の規定によって、当会社が通知を受けこれを承諾したときは、当会社は(1)の①から③までのいずれかの事実があった時から相当の割増保険料を徴収することができます。

第9条(保険契約の失効)

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約はその効力を失います。
- ① 貨物の全部が滅失した場合。ただし、第27条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
 - ② 貨物が譲渡された場合
- (2) (1)の規定により、おのおの別に保険金額を定めていた貨物が2以上ある場合には、それぞれの貨物ごとにこれを適用します。

第10条(保険契約の取消し)

保険契約者、被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、この保険契約を取り消すことができます。

第11条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第12条(告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書の記載事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第1条(保険金を支払う損害—貨物に生じた損害)の事故による損害の発生の前に、保険契約申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認められるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)に規定する事実が、当会社が保険契約申込書において定めた危険(損害の発生の可能性をいいます。)に關する重要な事項に關係のないものであった場合には、(2)の規定を適用しません。ただし、他の保険契約等に関する事項については、(2)の規定を適用します。

引受幹事
保険会社

取扱代理店

楽天損害保険株式会社
ヤマト運輸株式会社

- (3) (1)の規定により、保険契約が終了した場合には、当社は保険料を返還しません。
- (4) おのおの別々に保険金額を定めた貨物が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

第28条（全損となった貨物上の権利と義務）

- (1) 第25条（残存物に関する権利の取得）の場合において、貨物に対して留置権、先取特権、質権、抵当権、貸借権、その他の権利が存在する場合、または損害を受けた貨物を取り除く義務その他その貨物に関する義務が存在する場合には、被保険者は、遅滞なくその明細を当会社に通知しなければなりません。

- (2) 被保険者は、(1)に定める権利を消滅させなければなりません。これに要する金額および費用または(1)に定める義務を履行するために要する金額および費用は、被保険者の負担とします。
- (3) 当社が(2)の金額および費用を支払った場合、または将来支払う必要があると認めた場合は、当社は、支払うべき保険金の額からこれらを控除することができます。

第29条（保険金の支払額の限度）

- (1) 当社が保険金として支払う額は、1回の保険事故ごとに保険金額を限度とします。
- (2) 貨物が損害を被り、これを修補しない状態においてさらに他の事故によって損害を被った場合には、当社が保険金として支払う額は、通算して保険金額を限度とします。

第30条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を超えるときは、当社は次のいづれかに定める額を保険金として支払います。
- 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
 - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第31条（保険金の実損払）

- (1) 当社は、保険金額を限度として被保険者が被った損害の「実額」を支払います。「実額」の算出は、保険価額の算出基準に従います。ただし、貨物に損害が発生したために被保険者が支払を免れた運賃その他の費用は控除します。

- (2) 保険金額が、保険価額を下回った場合でも前項を適用します。

第32条（分損の計算方法）

- (1) 貨物の全部または一部が損傷を被って到達地に到着したときは、損傷を被らないで到着したならば有したであろう価額（以下「正品市価」という。）と損傷した状態で有する価額（「損品市価」という。）との差額の正品市価に対する割合を保険価額に乗じた額を損害の「実額」とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、貨物のラベルに損害が生じたときは、そのラベルの代替費（再ちよう付費を含みます。）を、また貨物が機械類である場合には、その損害部分の代替部品購入代金、修繕費および部品購入に係わる運送賃を合算した額（貨物の関税の全額が保険価額に含まれていた場合に限り、代替部品購入のため支払われた関税があればこれを加算します。）を当社が支払うべき保険金の限度とします。この場合においても第29条（保険金の支払額の限度）の規定を適用します。

第33条（保険金を支払う損害一費用の損害）

- (1) 当社は、第31条（保険金の実損払）または第32条（分損の計算方法）に定める損害の「実額」のほかに次の費用を保険金として支払います。
- 当社の負担した危険が発生した場合において、貨物の損害の発生および拡大の防止・軽減をするのに必要もしくは有益な費用、貨物を安全に保管できるもよりの場所まで運搬するのに要する費用および救助者に対する報酬
 - 海上危険を担保している場合には正当に作成された共同海損精算書に定められた共同海損分担額
 - 輸送用具の避難（当社の負担した危険によって生じた場合に限ります。）による貨物の荷卸し、陸揚げ、保管または保険証券記載の到達地への輸送に要した費用。ただし、原運送契約により運送人の負担となるべき費用、貨物について通常要すべき費用または被保険者が任意に支出した費用を除きます。
- (2) (1)の①から③の額は第31条（保険金の実損払）または第32条（分損の計算方法）に定める損害の「実額」と合算し、その合算額について第29条（保険金の支払額の限度）の規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者が損害の発生および拡大の防止・軽減のために要した費用、または賠償請求権の行使もしくは保存のために要した費用については除きます。

第34条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第35条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

<p>引受幹事 保険会社</p>	<p>楽天損害保険株式会社 ヤマト運輸株式会社</p>
<p>取扱代理店</p>	

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。）180日
 - (1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - (1)①から③までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
 - 損害を受けた保険の対象もしくは損害発生事事が特殊である場合、または、損害が広範囲にわたり同一事故による多数の被保険者が存在する場合等、事故形態が特殊である場合において、①から④までの事項を確認するための専門鑑定機関による鑑定等の結果の照会 180日
- (3) (2)の①から⑤に掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)の①から⑤に掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、(2)の①から⑤に掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

第23条（時効）

保険金請求権は、第21条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第24条（全損）

- (1) 貨物の全部が保険事故によって次の状態になったときは、貨物に全損があったものとします。
- 貨物が滅失したかまたはこれに類する大損害を受けた場合。
 - 被保険者が貨物を喪失して回収の見込みがない場合。
 - 貨物を保険証券記載の仕向地へ輸送する方法がなくなった場合。
 - 第33条（保険金を支払う損害一費用の損害）に定める各費用の見積額の合計額が、貨物が仕向地に到着したならば有するであろう価額を超える場合。
- (2) 貨物を積載している船舶または航空機の行方が最後の消息のあった日から起算して30日間不明である場合は、保険事故によって貨物に全損があったものとします。ただし、その行方不明が保険事故以外の事故によるものと推定される場合を除きます。
- (3) 貨物が複数の鉄道車両、自動車、船舶、はしけまたは航空機に分載されている期間中は、その貨物は1両、1台、1隻または1機ごとに各別に保険に付けられたものとみなして、(1)および(2)の規定を適用します。
- (4) この保険契約においては、被保険者は貨物を当会社に委付することができます。

第25条（残存物に関する権利の取得）

- (1) 貨物が全損となった場合において、当社が保険金額の全部を支払った場合は、当社は、保険金額の保険価額に対する割合で、貨物について被保険者が有している所有権およびその他の物権を取得します。ただし、当社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払った場合は、当社に移転しません。
- (2) 貨物の一部について損害が生じ、当社がその部分に対する保険金額の割当額の全部を支払ったときは、その部分について(1)の規定を準用します。

第26条（損害賠償請求権その他の債権の取得）

- (1) 当社が保険金を支払った場合、当社は、次のうちいずれか少ない額を限度として、損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得したときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合被保険者が取得した債権の全額
 - 上記①以外の場合被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとしす。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第27条（保険金支払後の保険契約）

- (1) 貨物に第24条（全損）の①から④までに定める全損があった場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
- (2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

第16条（保険料の返還―保険契約の無効または失効の場合）

- (1) 第6条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となった場合には、当社は、保険料を返還しません。

- (2) 保険契約が失効となる場合であっても、当社は、保険料の全額を取得することができるものとします。

第17条（保険料の返還―保険契約の取消しの場合）

第10条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第18条（保険料の返還―解除の場合）

- (1) 第12条（告知義務）(2)、第8条（危険の変動による通知義務）(2)、第13条（重大事由による解除）(1)、または第15条（保険料の返還または請求―告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料を返還しません。
- (2) 第11条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合であっても、当社は、保険料の全額を取得することができるものとします。

第19条（損害防止義務）

- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人は、保険事故の発生したことを知ったときは、損害の発生および拡大の防止・軽減に努めなければなりません。保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人が損害の発生および拡大の防止・軽減を怠ったときは、当社は、損害の発生および拡大を防止・軽減することができたと認められる額を損害額から控除した残額を基礎として、保険金の額を決定します。
- (2) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人は、第三者（他人のためにする保険契約の場合の保険契約者ならびにその代理人および使用人を含みます。以下同じ。）に対して、損害について賠償、補償その他の給付を請求することができる場合には、その請求権の行使または保存に努めなければなりません。保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人が第三者に対する請求権の行使または保存に必要な手続きを怠ったときは、当社は、その請求権の行使によって、第三者から給付を受けることができたと認められる額を損害額から控除した残額を基礎として、保険金の額を決定します。

第20条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、貨物について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）を当社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (2) 貨物について損害が生じた場合は、当社は、事故が生じた貨物または事故現場を調査することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額差し引いて保険金を支払います。

第21条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、第1条（保険金を支払う損害―貨物に生じた損害）の事故が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- 保険金の請求書
 - 損害見積書
 - その他当社が第22条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、その書類・証拠を偽造、変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第22条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、被保険者が第21条（保険金の請求）(2)の手続きを完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事事に該当する事実の有無
 - 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（保険価額を含みます。）および事故と損害との関係
 - 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - 上記①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

- (5) (2)の規定による解除が第1条（保険金を支払う損害―貨物に生じた損害）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- (6) (5)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第1条（保険金を支払う損害―貨物に生じた損害）の事故による損害については適用しません。

第13条（重大事由による解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - 反社会的勢力（暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同様とします。）に該当すると認められること。
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ①から③に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

- (2) 当社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。）を解除することができます。
- (3) 第1条（保険金を支払う損害―貨物に生じた損害）の事故による損害の発生した後に(1)または(2)の規定による解除がなされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した第1条（保険金を支払う損害―貨物に生じた損害）の事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第14条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第15条（保険料の返還または請求―告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第12条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 第8条（危険の変動による通知義務）(1)の事実が生じた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、同条(1)の事実が生じた時以降の期間（保険契約者または被保険者の申出に基づく、同条(1)の事実が生じた時以降の期間をいいます。）に対し計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 当社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、第8条（危険の変動による通知義務）(1)の事実が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した保険事故による損害については適用しません。
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未經過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。